

経路更新（令和7年3月24日から）

更新時に優良運転者講習・一般運転者講習を受講予定の方は、
他都道府県公安委員会を経由して更新申請をすることができます。

免許証の住所が**佐賀県内**で他の都道府県で運転免許の更新を希望される方

1 申請期間

- ・ 運転免許証のみ保有の方
誕生日の1か月前から誕生日まで
- ・ マイナ免許証をお持ちの方
誕生日の1か月前から免許証の有効期間の末日まで
(免許情報の書換えを経由地公安委員会で受けた旨を申し出た方)

2 手続きができる方

- ・ 優良・一般運転者の方
- ※次の方は優良・一般運転者の方であっても手続きできません。
- ・ 免許証が紛失、汚損、破損等によって確認できない方
 - ・ 本籍・住所・氏名等に変更がある方
 - ・ 免許証に身体の状態に応じた条件を付されている方
(眼鏡等・補聴器等の条件を除く。)
 - ・ 前回失効(期限切れ)手続きをした方

※経路更新と同時に、保有形態の変更手続きができない場合がありますので、
事前にお問い合わせください。手続きができない場合は住所地公安委員会で手続
きを行っていただきます。

例…免許証のみ(更新前) → 免許証のみ(更新後) ⇒ 手続き可能
→ マイナ免許証(更新後) ⇒ 手続き不可
→ 2枚持ち(更新後) ⇒ 手続き不可

3 申請手続場所・受付時間

申請される都道府県の運転免許センター等にお問い合わせください。

4 手続きに必要なもの

- ・ 運転免許証又はマイナ免許証(2枚持ちの方はその両方)
- ・ 更新通知書(「運転免許証等更新のお知らせ」はがき)
- ・ 免許用写真1枚
6か月以内撮影、縦3cm×横2.4cm、無背景、上三分身
免許証に使用できないときは再提出となります。
- ・ 経路更新手数料：佐賀県の収入証紙
収入証紙売りさばき所(運転免許センター、警察署等)で購入できます。
- ・ 経由申請手数料(申請地で支払い)
- ・ 更新時講習手数料(申請地で支払い)
- ・ 郵送交付手数料(希望者)

更新手数料額

経由更新手数料（住所地の収入証紙または納入済み証明書類）※佐賀県収入証紙					
更新後 更新前	免許証のみ	経由地で書換え		住所地で書換え	
		マイナ免許証のみ	2枚持ち	マイナ免許証のみ	2枚持ち
免許証のみ	2,750円	※		※	
マイナ免許証のみ	※	1,000円	※	1,950円 ※住所地で免許情報記録が必要。住所地での更新をおすすめします。	※
2枚持ち	2,750円 ※住所地で免許情報記録抹消が必要。住所地での更新をおすすめします。	1,000円	2,500円	1,950円 ※住所地で免許情報記録が必要。住所地での更新をおすすめします。	2,850円

※住所地の免許センター等で更新手続きをお願いします。

- ・別途講習手数料等が必要です（経由地で支払い）詳しくは経由地の運転免許センター等へお問い合わせください。

5 注意点

- ・マイナ免許証のみの場合は手続きが即日で終了します。
- ・運転免許証のみの場合は交付まで3週間程度かかります。
- ・2枚持ちの場合は、マイナ免許証への記録は即日で終了し、運転免許証の交付まで3週間程度かかります。